

～生活保護に関してお困りの方へ～

主催 東京弁護士会・第一東京弁護士会・

第二東京弁護士会・日本弁護士連合会

全国一斉 生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 1 例えば、こんな相談に弁護士が直接お応えします。
 - ・申請書がもらえない。
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「家族に援助してもらいなさい」
 - 「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
 - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」
 - 「自動車を処分しなさい」
 - 「所持金がなくなってから来なさい」
 - 「ホームレスなので生活保護は受けられない」
 - 「借金があると生活保護は受けられない」
 - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
 - 「住宅扶助の基準が変わったので安いところに転居しなさい」
 - 「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
- 2 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません（各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。）。

ひんこんは なくす



0120-158-794

2016年12月9日(金)

13:00～17:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内を御参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。